

ソマリア沖・アデン湾海賊対処活動についての基礎資料

2012年8月1日

統合幕僚学校国際平和協力センター

研究員 櫻井哲久

目次

はじめに	4
1. ソマリア沖の海賊の状況	5
(1) 海賊の実態	5
(2) 海賊対処活動の開始時点の状況	5
(3) 2011 年初頭での状況	7
(4) 経済的な被害	10
2. 国際社会の取組み	12
(1) 各機関の海賊対策	13
A 国連	13
B その他の国際機関の取組	17
C SHADE 会議	20
D 各国独自の海賊対策概況	20
(2) ソマリア問題への取組み	21
3. 我が国の取組み	23
(1) 海賊対処活動開始以前の状況での対応	23
(2) 海警行動に基づく対応	24
(3) 海賊対処法による対応	24
(4) その他の活動	25
A ソマリア周辺海域沿岸国の海上法執行能力向上支援	26
B 海賊対策における国際協力の推進	26
C ソマリア支援	26
(5) 各国等との協力	27
A アメリカ	27
B ジブチ	28
C その他	28
おわりに	29

表 1 : 2003～2008 年のソマリア周辺と世界での年間発生(未遂を含む)件数の推移.....	6
表 2 : 2008 年のソマリア周辺と世界での襲撃事案の使用武器	7
表 3 : 最近 5 年間のソマリア周辺と世界における発生(未遂を含む)件数の推移.....	8
表 4 : ソマリア周辺と世界における 2010 年の襲撃事案の態様	8
表 5 : 2010 年の海域毎に見た未遂事案を含む襲撃された時の船舶の状況	9
表 6 : 2010 年のソマリア周辺と世界における武器使用の状況	9
表 7 : 2003 年以降の乗組員の人的被害状況	9

はじめに

2012 年現在においても、ソマリア沖・アデン湾における海賊は依然として、深刻な問題であり、日本をはじめとした国際社会は海賊対策に引き続き取り組んでいる。

日本が、同地域の海賊に対して、海上警備行動から海賊対処法にもとづく活動へと対応を移行されて、約 3 年が経過した。しかし、日本の対応及び国際社会の対応に関する学術的な研究の基となる基礎資料は限られている。

そこで、この状況を踏まえ、日本をはじめとする国際社会のソマリア沖・アデン湾における海賊への対応に関するファクトシート(事実関係の説明記事)を作成することとした。内容としては、海警行動を開始した 2009 年 3 月から 2011 年 6 月までの状況についてまとめたものである。

1. ソマリア沖の海賊の状況

(1) 海賊の実態

海賊は、倭寇等にみられるように古くから存在しているが、現代の定義上は、公海上にある船舶、航空機、人、財産に対して私的な目的で不当な暴行、略奪等を行う者とされている¹。

ソマリアの海賊の出自は明確ではないものの、実際の海賊行為は、主に①元漁民(漁師)、②軍閥の下で活動していた元民兵、③軍事関連の技術者(元ソマリア海軍兵士や民間軍事会社である英ハートセキュリティ社²にかつて訓練を受けた者)による共同作業であると考えられている³。

通常 12 名から 35 名ほどが、改造した中古のトロール船(ハイジャックした商船を利用している例もある)などを母船としてソマリア沿岸からインド洋やアデン湾へと移動し、標的を定め、小型の高速艇等を使用して攻撃したり乗船したりして海賊行為をしている。ソマリア沖の海賊は、GPS や小型レーダーなどを活用して襲撃計画を練り、AK47 などの自動小銃や携帯型ロケット砲 RPGs-7 等で武装していることが特徴である。しかし、人質に危害が加えられることは稀である⁴。

(2) 海賊対処活動の開始時点の状況

2009 年 1 月の海洋政策財団「海洋安全保障月報」によると、世界の海賊の発生件数は、表 1 のように 2003 年を一時のピークとして、2006 年まで減少傾向であったものの、その後 2 年連続して増加し、海賊対処活動を開始する直前の 2008 年には 293 件となった。そのうち 3 分の 1 弱の 111 件(ソマリア 19 件、アデン湾・紅海 92 件)がソマリア沖・アデン湾にて発生し、特にアデン湾での発生件数は、前年 2007 年の 13 件から 92 件へと激増した。一方、ソマリア沖での発生件数は、2007 年から 2008 年にかけて減少しているものの、ソマリアの東部及び南部においては襲撃事案の再発が見られていた⁵。

ソマリア沖・アデン湾の海域における海賊は、主に航行中船舶のハイジャ

¹ 国際海洋法条約(外務省訳) 101 条 海賊行為の定義
海賊行為とは、次の行為をいう。

- (a) 私有の船舶又は航空機の乗組員又は旅客が私的目的のために行う全ての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為であって次のものに対して行われるもの
 - (i) 公海における他の船舶若しくは航空機又はこれらの内にある人若しくは財産
 - (ii) いずれの国の管轄権にも服さない場所にある船舶、航空機、人又は財産
- (b) いずれかの船舶又は航空機を海賊船舶又は海賊航空機とする事実を知って当該船舶又は航空機の運航に自発的に参加するすべての行為
- (c) (a)又は(b)に規定する行為を扇動し又は故意に上徴する全ての行為

² 竹田いさみ「ソマリア海賊の深層に迫る」『世界』(2009 年 3 月)、40～43 頁。

³ 遠藤貢「ソマリアにおける『紛争』とその現代的課題」『海外事情』2009 年 5 月号(2009 年)、18 頁～19 頁。

⁴ 杉木明子「『国家建設』モデルの再考序論—ソマリア沖海賊問題と「ソマリア国家」の事例から—」『国際法外交雑誌』110 巻 1 号 2011 年 1 月、90 頁。

⁵ 海洋政策財団『海洋安全保障月報』、2009 年 1 月、22 頁～23 頁。

ックを目的とし、人質と積み荷の身代金を要求するものであった。2008年の世界のハイジャック件数 49 件(人質数 889 人)のうち、42 件(ソマリア沖 10 件、アデン湾 32 件)(人質数 815 人(ソマリア沖 186 人、アデン湾 629 人))がソマリア沖・アデン湾で発生している⁶。また、表 2 のように、ソマリア沖・アデン湾では銃器の使用がほとんどであり、主にナイフが使用されるインドネシアなどに比べ、高い脅威度を示している⁷。

こうした状況を受け、2009年3月までに国連安保理は、1816、1838、1846、1851 の関連決議を採択した⁸。

1816 では、関連する国際法の下で海賊行為に関し、公海で許されている行為に合致した方法⁹で、海賊行為及び海上武装強盗を抑圧する目的でソマリアの領海に進入及びソマリアの領海内で海賊行為及び武装強盗の活動を抑圧するために必要なあらゆる方法を使うことを 6 ヶ月の期限で許可し、1846 ではさらに 12 ヶ月延長した。1851 では加盟国に対し、「ソマリア領域を利用して海賊・武装強盗の準備・支援・実行をするあらゆるものに対して裁判を行うため、各国が行動を強化すること」が要請された。この文言によって、ソマリアの領海から領土と領空を含むすべての領域における活動が可能となった¹⁰。

表 1 : 2003～2008 年のソマリア周辺と世界での年間発生(未遂を含む)件数の推移

海 域	2003	2004	2005	2006	2007	2008
ソマリア	3	2	35	10	31	19
アデン湾 紅海	18	8	10	10	13	92
その他	424	319	231	219	219	182

⁶ 同上、22 頁～23 頁。

⁷ 同上、25 頁～26 頁。

⁸ 「国際連合広報センター：安全保障理事会決議／声明(邦訳)」
http://unic.or.jp/security_co/index_sc.htm (2011 年 8 月 10 日アクセス)

⁹ 国連安保理決議における合致する方法とは、「海洋法に関する国際連合条約」の 105 条及び 107 条による。以下を参照。

第 105 条 海賊船舶又は海賊航空機の拿捕

いずれの国も、公海その他いずれの国の管轄権にも服さない場所において、海賊船舶、海賊航空機又は海賊行為によって奪取され、かつ、海賊の支配下にある船舶又は航空機を拿捕し及び当該船舶又は航空機内の人を逮捕し又は財産を押収することができる。拿捕を行った国の裁判所は、科すべき刑罰を決定することができるものとし、また、善意の第三者の権利を尊重することを条件として、当該船舶、航空機又は財産についてとるべき措置を決定することができる。

第 107 条 海賊行為を理由とする拿捕を行うことが認められる船舶及び航空機

海賊行為を理由とする拿捕は、軍艦、軍用航空機その他政府の公務に使用されていることが明らかに表示されておりかつ識別されることのできる船舶又は航空機でそのための権限を与えられているものによってのみ行うことができる。

¹⁰ 「国際連合広報センター：安全保障理事会決議／声明(邦訳)」http://unic.or.jp/security_co/index_sc.htm
 この文言によって、ソマリアの領海から、領土と領空を含む、全ての領域にまで拡大された。(2011 年 8 月 10 日アクセス)

各年の通年合計	445	329	276	239	263	293
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

出典：2008年IMB年次報告書¹¹。

表 2：2008年のソマリア周辺と世界での襲撃事案の使用武器

場所 \ 武器のタイプ	銃器	ナイフ	その他の武器	情報なし
アデン湾	85			7
ソマリア	17			2
インドネシア	4	13	1	10
マラッカ海峡				2
マレーシア	4	3		3
フィリピン	2	3		2
シガポール海峡	1	4		1
その他	26	45	5	53
小計	139	68	6	80
合計	293			

出典：2008年IMB年次報告書¹²。

(3) 2011年初頭での状況

日本が海賊対処活動を開始してから2年弱が経過した2011年初頭の時点の状況は、2011年1月の「海洋安全保障月報」によると、表3のように、海賊発生件数は2007年以降増加傾向にあり、収まる気配を見せなかった。2010年は219件(アデン湾53件、紅海25件、ソマリア139件、アラビア海2件)と世界全体の発生件数のほぼ半分を占めるとともに、襲撃海域が拡大するなど一層の深刻化を示していた。他方で、アデン湾での襲撃事案は、2009年は116件であったが、2010年には53件となり、半数以下に減少した。これは、各国の海賊対処活動と航行船舶の海賊対処マニュアル3(BMP3¹³：Best Management Practice 3)の結果であるとされている¹⁴。

ソマリアの海賊による襲撃事案は、表4と表5のように、すべて航行中の事案で、かつ未遂事案がすべて「発砲」あるいは「乗り込み未遂」である。

¹¹ 海洋政策財団『海洋安全保障月報』、2009年1月、22頁。

¹² 同上、26頁。

¹³ 「ソマリア沖の海賊に関するコンタクト・グループ」によって定められた自衛措置。以下を参照。
Best Management Practice 3 Piracy off the Coast of Somalia and Arabian Sea Area
<http://www.thecgps.org/download.do?path=document/60/PiracyBMP3.pdf>
(2011年8月24日アクセス)。2011年8月以降は、BMP4に改訂されている。

¹⁴ 海洋政策財団『海洋安全保障月報』、2011年1月、22頁～23頁。

また、表 6 のように銃器等(自動小銃や携帯型ロケット砲を含む)で武装し、「母船」や小型高速ボートで航行船舶を襲撃するという、2 つの特徴を併せ持っている¹⁵。

表 7 の人的被害状況に見られるように、人質については、2006 年 188 人であったものが、2007 年 292 人、2008 年 889 人、2009 年 1052 人と、増加の一途をたどり、2010 年には、1181 人となった。月報の記事によると、2009 年では、アデン湾は 351 人、ソマリアは 506 人であったが、2010 年では、アデン湾は減少し 275 人、ソマリアは増加し 723 人となっている¹⁶。ソマリアの海賊は、アデン湾を避けてソマリア沖や紅海等周辺に活動海域を移しているということであり、各国部隊等による海賊対処活動の影響が見られる。

表 3：最近 5 年間のソマリア周辺と世界における発生(未遂を含む)件数の推移

海 域	2006	2007	2008	2009	2010
アデン湾	10	13	92	116	53
紅海				15	25
ソマリア	10	31	19	80	139
アラビア海	2	4		1	2
上記小計	22	48	111	212	219
インド洋				1	
オマーン				4	
その他	217	215	182	193	226
合計	239	263	293	410	445

出典:2010 年 IMB 年次報告書¹⁷。

表 4：ソマリア周辺と世界における 2010 年の襲撃事案の態様

海 域	既遂事案		未遂事案		合計
	Boarded ¹⁸	Hijacked	Fired Upon	Attempted Boarding	
アデン湾	2	15	22	14	53
紅海		1	4	20	25
ソマリア	14	33	74	18	139
アラビア海				2	2

¹⁵ 同上、23 頁～24 頁。

¹⁶ 同上、25 頁。

¹⁷ 海洋政策財団『海洋安全保障月報』、2011 年 1 月、26 頁。

¹⁸ 「Boarded」とは、海賊が乗り込みに成功しても、乗組員の多くが船内の“citadel”(安全区画)に鍵をかけて閉じ籠もるなどの自衛措置により、海賊がハイジャックを諦めて逃亡した事案のことである。その後、該船は付近を哨戒中の各国海軍戦闘艦に救出されている。

合計	196	53	107	89	/
総計	445				

出典:2010年IMB年次報告書¹⁹。

表 5 : 2010 年の海域毎に見た未遂事案を含む襲撃された時の船舶の状況

海 域	既 遂			未 遂		
	横付中	投錨中	航行中	横付中	投錨中	航行中
アデン湾			17			36
紅 海			1			24
ソマリア			47			92
アラビア海						2
その他	15	115	54	3	16	23
合 計	15	115	119	3	16	177
総 計	249			196		

出典:2010年IMB年次報告書²⁰。

表 6 : 2010 年のソマリア周辺と世界における武器使用の状況

海 域	銃器等	ナイフ	その他	不明
アデン湾	48			5
紅 海	13			12
ソマリア	130			9
アラビア海				2
その他	13	88	6	80
合 計	243	88	6	108
総 計	445			

出典:2010年IMB年次報告書²¹。

表 7 : 2003 年以降の乗組員の人的被害状況

状 況	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
人質	359	148	440	188	292	889	1,052	1,181
拉致・身代金要求		86	13	77	63	42	12	20
乗組員脅迫	65	34	14	17	6	9	14	18
乗組員襲撃	40	12	6	2	29	7	4	6

¹⁹ 海洋政策財団『海洋安全保障月報』、2011年1月、28頁。

²⁰ 海洋政策財団、『海洋安全保障月報』、2011年1月、29頁。

²¹ 同上、32頁。

乗組員負傷	88	59	24	15	35	32	68	37
乗組員死亡	21	32	-	15	5	11	8	8
行方不明	71	30	12	3	3	21	8	0
各年合計	644	401	509	317	433	1,011	1,166	1,270

出典:2008～2010年IMB年次報告書²²。

(4) 経済的な被害

ソマリアの海賊に支払われた1回分の身代金は、2005年の平均15万ドルほどだったものが、2010年には540万ドルにまで増加した。2010年の1年間だけで、およそ2億3800万ドルの身代金がソマリアの海賊に払われた²³。

特に海賊の襲撃を受ける恐れが最も高いとされているのが、『(乾舷が)低くて(速力が)遅い』船舶である。こうした船舶にとっては、危険地帯を避けるということが、もっとも安全な手段である。しかし、そのような船舶が迂回路を用いることにより生じる損失は、年間23～30億ドルと見積もられている²⁴。

具体的には、これらの船舶は、インド洋と地中海を結ぶ国際水路であるスエズ運河を利用するためアデン湾を通過する。仮にアデン湾(スエズ運河)の通航をさげ、喜望峰まわりの迂回路を使用する場合には、ロッテルダムー東京間で、その距離は1万1192NM²⁵から1万4507NMになり、3315NM(23%)増加する。海賊に襲われやすいとされる船舶の場合(低速の速力の上限である15ktで計算した)、輸送日数が9日と5時間増加し²⁶、全般の輸送コストが上昇する。

他方、船主達は、リスクの高い海域を通過するにあたり、積荷や船員達を海賊の襲撃から守るために、事前に当該船舶に保安機材を搭載し、警備員等を乗船させることがある。これらにかかる総経費は、年間3億6300万ドルから25億ドルと見積もられている²⁷。また、ソマリアの海賊行為のための保険上の年間損失額は、4億6000万ドルから32億ドルの間にあると見積もられている²⁸。海賊の取締、海軍の派遣²⁹や訴追の費用を含めた地域経済への二

²² 海洋政策財団『海洋安全保障月報』、2009年1月、25頁。

²³ Bowden, A, and etc., "The Economic Cost of Maritime Piracy," *One Each Future Working Paper* (December 2010), pp.9-10.

²⁴ *Ibid*, pp12-14

²⁵ NM : Nautical Miles(国際海里(1852m))

²⁶ Saving in distance via SC, Suez Canal WebSite
<http://www.suezcanal.gov.eg/sc.aspx?show=11> (2011年11月17日アクセス)

²⁷ Bowden, A, and etc., *op. cit.*, pp.14-15.

²⁸ *Ibid*, pp.10-12.

²⁹ 海軍部隊の費用 : OEF(One Each Future)の計算によると、ソマリア沖における海軍の活動費用として、年間およそ20億ドルが使われている。海軍が存在するための費用を、2つの枠組みから算出している。① 各々の艦艇に起因する費用で、派遣されている艦艇の航海日ごとにかかる大まかな費用を基に、

次的被害などの全損失は、70億~120億ドルと見積もられている³⁰。このように、ソマリア海賊は今や世界的脅威となっている。

年間を通じ派遣されている艦船数(今計算では、43隻とした。)を乗することで算出したもの、② 大きな3つの作戦の管理費と司令部活動費の費用で、アトランタ作戦、オペレーションオーシャンシールド及び合同統合任務部 151の分の合計したもの。 *Ibid*, pp.16

³⁰ *Ibid*, pp.25

2. 国際社会の取組み

ソマリアは、1991年1月にシアド・バーレ政権が崩壊し、全武装勢力間の内戦状態に陥った。5月には北部が「ソマリランド」と自称し、独立宣言³¹をした結果、南北に分裂した。1992年から国連PKO及び多国籍軍（UNITAF：Unified Task Force）が派遣されたが、状況は改善しないまま、1993年に米国が撤退し、1995年には、国連PKO本体も撤退した。こうした中で内戦により国内インフラが著しく破壊され、経済基盤は壊滅的な打撃を受けた³²。1989年の時点で、年間1500万ドルの収入をもたらしていた沿岸漁業による水産物の輸出業についても行われなくなった³³。従事していた漁民は、漁業での生活が困難となった。これ以降ソマリアの沿岸に海賊の発生が見られるようになった。ソマリア海賊の出自は、漁業を廃業せざるを得なかった漁民が海賊と化したという説や、プントランドの私設海上警備隊が海賊行為に至ったとするなどの諸説が存在する³⁴。

以後、IMBの統計からも見られるように、アフリカ、特にソマリア（アフリカの角）周辺における海賊は、ソマリア国内の内戦が継続する中、除々にその数を増やしていった³⁵。ソマリアは、ソ連撤退後のアフガニスタンのように、不安定な「破綻国家」としてテロや海賊といった武装集団の温床³⁶となった。プントランドなどでは、海賊がクラン³⁷単位のビジネスとしている等の説があり³⁸、ソマリアの海賊自体が国際社会の安全保障や経済に対する重大な脅威となった。

それゆえ、国際社会は国連を中心に、海賊対策及び内戦中のソマリア問題に対する取組みとの両面によって対応していくこととなった。国際社会のこうした対応は、9.11テロ攻撃以降の対テロ戦争と連動する形で展開している。

³¹ 「外務省：各国地域情勢：アフリカ：ソマリア共和国」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/somali/data.html>（2011年10月21日アクセス）

³² 「外務省：外交政策：ODA：国別データブック：[27]ソマリア 556頁」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/10_databook/pdfs/05-27.pdf
(2011年10月21日アクセス)

³³ Somalia: Fishermen appeal for help over foreign fishing ships

<http://www.irinnews.org/report.aspx?reportid=58369>（2011年12月5日アクセス）

³⁴ 稲本守「ソマリア沖海賊問題と海賊対処をめぐる一考察」『東京海洋大学研究報告第7号』、18頁。
lib.s.kaiyodai.ac.jp/library/kiyou/tkh07/p17.pdf（2011年8月6日アクセス）

³⁵ 日本船主協会：「海賊・安全問題：海賊インフォメーション：IMBによる統計(1995年～2004年)」
<http://www.jsanet.or.jp/pirate/text/pi1-1-1b.html>（2011年8月24日アクセス）

³⁶ S/RES/1910（2010）

³⁷ 辞書によれば、氏族の集団を示す。

³⁸ 杉木明子「「国家建設」モデルの再考序論—ソマリア沖海賊問題と「ソマリア国家」の事例から—」
『国際法外交雑誌』110巻1号2011年1月、90～94頁。

(1) 各機関の海賊対策

A 国連

a 安保理³⁹

累次の安保理決議を採択し、海賊抑止のための協力を呼びかけている。

1816(2008年)において、海賊行為及び武装強盗を防止するためにソマリアの領海内において「必要なあらゆる措置」を取ることを認め、以後1838(2008年)、1846(2008年)、1851(2008年)、1897(2009年)と強化と期間を延長し、1851以降は、ソマリアの領域内において「必要なあらゆる措置」を取ることを認めるに至っている。

一方、1918(2010年)により、当該地域諸国を含むあらゆる国家に対し、それぞれの国内法の下で海賊を刑事罰として罰し、適用可能な国際人権法に従い、同国海岸沖で逮捕された海賊及び容疑者の起訴を検討し、有罪判決を受けた者を収監することを要請した。引き続き、1950(2010年)、1976(2011年)を採択した。法的規程が強化された2011年5月時点では、安保理は東アフリカ域内諸国とソマリア国内においてソマリア特別海賊法廷の設置を早急に検討することなどを求めている。

ここで海賊の訴訟については、2010年末で、750人以上のソマリアの海賊容疑者が、海賊容疑により公判中もしくは11ヶ国以上の国において審理を待っている状態である。2010年における海賊の裁判と禁固のための費用はおよそ3100万ドルであると見積られている⁴⁰。

b ソマリア沖海賊コンタクトグループ会合⁴¹

安保理決議1851に基づき、ソマリア沖海賊対策に関する国際協力の枠組みとして2009年1月に設立され、8回開催された(2011年6月時点)。1月14日、日米中など24カ国と5つの国際機関⁴²は国連本部で会合し、アデン湾における海賊対処行動を調整する「ソマリア沖の海賊に関するコンタクト・グル

³⁹ 「国際連合広報センター：安全保障理事会決議／声明(邦訳)」
http://unic.or.jp/security_co/index_sc.htm (2011年8月10日アクセス)

⁴⁰ Bowden, A, and etc., *op. cit.*, pp18~19.

⁴¹ 項目については、以下を参照している。
「外務省：外交政策：海洋：ソマリア沖・アデン湾の海賊問題の現状と対策」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/pdfs/somalia_taisaku.html,
(2011年8月24日アクセス)

CONTACT GROUP on piracy off the coast of somalia Plenary Sessions
<http://www.thecgpcs.org/plenary.do?action=plenaryMain>(2011年11月17日アクセス)

⁴² CG(the Contact Group)には、オーストラリア、中国、デンマーク、ジブチ、エジプト、フランス、ドイツ、ギリシャ、インド、イタリア、日本、ケニア、オランダ、オマーン、ロシア、サウジアラビア、ソマリア暫定連邦政府、韓国、スペイン、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、米国及びイエメンの24カ国、アフリカ連合(AU)、欧州連合(EU)、北大西洋条約機構(NATO)、国際連合事務局(United Nations Secretariat)、国際海事機関(IMO: International Maritime Organization)の5つの国際機関が参加した。

ープ」(CGPCS : the Contact Group on Piracy off the Coast of Somalia)を組織した。2009年の第4回会合では日本が議長国を務めた。

2010年末時点で50カ国、9つの国際機関が参加している⁴³。

同グループの運営経費は、370万ドルと算出されている⁴⁴。

第1回会合において6つの目標が掲げられた⁴⁵。

- ① 海賊対策の運用面、情報面から支援の強化
- ② 海賊対策のための調整機能の確立
- ③ 海賊の逮捕、起訴及び拘置のための司法の枠組みの強化
- ④ 商船の自衛能力等の強化
- ⑤ 情報交換、共有の努力の追求
- ⑥ 海賊に関する資金の流れの追跡

(A) 作業部会

- ① 軍事オペレーションの調整と周辺国の海上取締能力の向上支援
- ② 海賊の訴追問題
- ③ 海運業界との連携と船舶の自衛能力の向上
- ④ 海賊対策の広報と情報発信
- ⑤ 海賊資金の遮断とリーダーの割り出し(第9回会合で設置された作業部会)

(B) 各会合の概要

コンタクトグループは、2011年5月までに、8回の会合を開いており、その内容については以下のとおり。

① 第1回⁴⁶

同会合では、海賊容疑者を拘束し、起訴しようとする国の能力を強化するための方策などが検討された。また、国際司法機関の設置を含む、その他の海賊対処措置も検討された。

② 第2回⁴⁷

2009年3月17日、カイロにて開催、議長国はエジプト。

以下の様に各作業部会が活動した。

作業部会1は、海賊対策調整センターの役割と任務を含む、軍の協力体制と地域の能力の選択範囲について報告した。

⁴³ ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会編「2010年海賊対処レポート」、7頁

⁴⁴ Bowden, A, and etc., *op. cit.*, pp20.

⁴⁵ CONTACT GROUP ON PIRACY OFF THE COAST OF SOMALIA: about CGPCS: mission
<http://www.thecgps.org/about.do?action=mission> (2011年11月17日アクセス)

⁴⁶ First Plenary Session of the Contact Group on Piracy Off the Coast of Somalia
<http://www.thecgps.org/plenary.do?action=plenarySub&seq=3> (2011年11月17日アクセス)

⁴⁷ Second Plenary Session of the Contact Group on Piracy Off the Coast of Somalia
<http://www.thecgps.org/plenary.do?action=plenarySub&seq=4> (2011年11月17日アクセス)

作業部会 2 は、海賊対処に関する法的枠組みと司法活動の支援のための国連信託基金の設置に関して議論した。

作業部会 3 は、作業部会 1 の業務上の問題を調整することとなった。

作業部会 4 は、CGPCS 事務所の広報担当官に役割、また訴求対象への効果的な CG(the Contact Group)の意見の伝達方法について検討することとなった。

また、議長国は持ち回りで担当することが執り決められた。

③ 第 3 回⁴⁸

2009 年 5 月 29 日、ニューヨークにて開催、議長国は米国。

海賊取締費用負担を支援する国連信託基金の創設を許可し、軍の調整機能としての SHADE(Shared Awareness and Deconfliction)により海賊被害が低下したことを認めた。

作業部会 1 に海賊対処地域調整センターの設置の必要性と護衛作戦海域の設定の必要性の検討を命じた。

作業部会 2 は、逮捕、起訴、拘留の促進の協力の必要性を強調するとともに、国連信託基金の権限事項を作成することとなった。

作業部会 3 は対海賊指針としての BMP⁴⁹の有効性を検討した。

作業部会 4 の広報戦略が採択された。

④ 第 4 回⁵⁰

2009 年 9 月 10 日、ニューヨークにて開催、我が国が議長国。

ソマリア暫定政府 (TFG : Transitional Federal Government) や海運業界団体の代表を含む 45 カ国、9 機関の参加を得て開催された。今次会合では、マレーシア、インドネシア、シンガポール、カナダ、ベルギーほかを含む 17 か国が新たに参加した。

今次会合で参加国の大幅な拡大、海賊の処罰・裁判等を支援するための国連信託基金の設立、我が国が提案した周辺国の取締能力向上のための国際海事機関 (IMO : International Maritime Organization) マルチドナー基金等の更なる具体的進展があった。

なお、国連信託基金の設立には、ドイツ、イギリス、ノルウェー、デンマークほかが出発の意図を表明した。

⁴⁸ Third Plenary Session of the Contact Group on Piracy off the Coast of Somalia
<http://www.thecgpcs.org/plenary.do?action=plenarySub&seq=5> (2011 年 11 月 17 日アクセス)

⁴⁹ BMP(Best Management Practice 3 Piracy off the Coast of Somalia and Arabian Sea Area
<http://www.thecgpcs.org/download.do?path=document/60/PiracyBMP3.pdf>
(2011 年 8 月 24 日アクセス)

⁵⁰ 第 4 回「ソマリア沖海賊対策に関するコンタクト・グループ会合」(概要と評価), Fourth Plenary Session of the Contact Group on Piracy off the Coast of Somalia
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/somali_cg.html, <http://www.thecgpcs.org/plenary.do?action=plenarySub&seq=6> (2011 年 11 月 17 日アクセス)

⑤ 第5回⁵¹

2010年1月28日、ニューヨークにて開催、議長国はノルウェー。

ソマリア暫定政府を含む39ヶ国9機関の出席を得て開催。

4つの作業部会からの報告を基に議論が行われた。

2009年のソマリア海賊の発生件数が2008年に比べ倍増、状況が悪化していること、特に、2009年秋以降ソマリアの東方水域での乗っ取り事件が多発し、国際社会の大きな懸念になっているとの認識で一致した。かかる課題に対処するため、各国に対し更なる哨戒機や補給艦の派遣が促された。

⑥ 第6回⁵²

2010年6月10日、ニューヨークにて開催、議長国はギリシャ。

海賊の活動水域の拡大に対して、更なる軍艦、補給艦、哨戒機、ヘリコプター等の増派が必要となっている点が強調された。

海賊を確実に処罰するという議題に関して議論が十分でなく、同年7月末予定の国連事務総長報告書を受け、引き続き議論を行うこととなった。

⑦ 第7回⁵³

2010年11月10日、ニューヨークにて開催、議長国は韓国。

海運業と国際機関、各国政府と軍指揮官との間での協力の重要性が強調され、SHADEと作業部会1との間の相互協力が歓迎された。

作業部会2は、有罪となった海賊の取扱を検討した。

作業部会3は、BMPの見直し作業を継続した。

作業部会4による広報戦略と各作業部会の将来構想についての合意等がなされた。

⑧ 第8回⁵⁴

2011年3月21日、ニューヨークにて開催、議長国はトルコ。

海賊対策のために

- ・ 切迫した必要性があることから陸上における、海上と同等の軍事支援、法の執行と開発援助などの統合された広範かつ包括的な措置の実施を要請

⁵¹ 第5回「ソマリア沖海賊対策に関するコンタクト・グループ会合」(概要と評価), Fifth Plenary Session of the Contact Group on Piracy off the Coast of Somalia

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/somali_cg5.html, (2011年8月24日アクセス)

<http://www.thecgps.org/plenary.do?action=plenarySub&seq=8> (2011年11月17日アクセス)

⁵² 第6回「ソマリア沖海賊対策に関するコンタクト・グループ会合」(概要と評価), Sixth Plenary Session of the Contact Group on Piracy off the Coast of Somalia

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/somali_cg6.html, (2011年8月24日アクセス)

<http://www.thecgps.org/plenary.do?action=plenarySub&seq=9> (2011年11月17日アクセス)

⁵³ Seventh Plenary Session of the Contact Group on Piracy off the Coast of Somalia

<http://www.thecgps.org/plenary.do?action=plenarySub&seq=10> (2011年11月17日アクセス)

⁵⁴ Eighth Plenary Session of the Contact Group on Piracy off the Coast of Somalia

<http://www.thecgps.org/plenary.do?action=plenarySub&seq=11> (2011年11月17日アクセス)

した。

- ・ 海賊とその出資者を確実に起訴するため、国連事務総長への報告書であるジャック・ラング・レポート⁵⁵内で提案された、いくつかの措置の実行を要請した。
- ・ ソマリアとその周辺諸国の海上法執行能力向上のために国連信託基金による活動の実施を要請した。
- ・ 商船、海運業者に対しては、BMPに基づいた訓練と航海の実施を要請した。
- ・ 関係各国に対しては、海賊対処実施の継続のための強力な軍事的対応を要請した。
- ・ ソマリアに海賊対処のための国内法の整備を要請した。

B その他の国際機関の取組

a IMO

IMOは「ジブチ会合」を2009年1月26～29日、ジブチで開催した。同会合は、ソマリア周辺海域の諸国が参加し、海賊対策に関する「行動指針」を採択した⁵⁶。周辺国の海上保安能力強化の重要性を強調し、参加各国に海賊容疑者を拘束し、処罰するための国内法の整備を求める協定に調印した。同協定は、更にモンバサ(ケニア)、ダルエスサラーム(タンザニア)及びサナ(イエメン)の3カ所に、情報センターを設立することを規定している⁵⁷。

2011年4月1日にモンバサに情報センターが設置され、同センターは、24時間態勢で、西インド洋海域をカバーしている⁵⁸。

(A) 参加国・機関⁵⁹

(a) ソマリア海域周辺諸国：(◎印は、今次会合で「行動指針」に署名をした周辺諸国)

コモロ、◎ジブチ、エジプト、◎エチオピア、フランス、ヨルダン、◎ケニア、◎マダガスカル、◎モルジブ、オマーン、サウジアラビア、◎セيشェル、南アフリカ、スーダン、◎タンザニア、◎イエメン(以上16カ国)及び◎TFG

⁵⁵ 国連事務総長の依頼による報告書であるジャック・ラング・レポート
http://cil.nus.edu.sg/wp/wp-content/uploads/2010/10/Lang_report_S-2011-301.pdf
(2011年11月17日アクセス)

⁵⁶ 「国土交通省：報道・広報：報道発表資料：国際海事機関(IMO)主催のソマリア周辺海域海賊対策地域会合(ジブチ会合)について(結果)」<http://www.mlit.go.jp/common/000032073.pdf>
(2011年8月24日アクセス)

⁵⁷ 海洋政策財団『海洋安全保障月報』、2009年1月、17頁

⁵⁸ 海洋政策財団『海洋安全保障月報』、2011年4月、4頁

⁵⁹ 「国土交通省：報道・広報：報道発表資料：国際海事機関(IMO)主催のソマリア周辺海域海賊対策地域会合(ジブチ会合)について(結果)」<http://www.mlit.go.jp/common/000032073.pdf>
(2011年8月24日アクセス)

(b) オブザーバー国・機関：日本、米国、イギリス、イタリア、インド、インドネシア、ナイジェリア、アフリカ連合(AU: African Union)、アラブ連盟(League of Arab States)、欧州委員会(EC: European Commission)、アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP: Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia)、国連ソマリア政治事務所、国連薬物犯罪事務所、国際刑事警察機構(ICPO: International Criminal Police Organization)、国際独立タンカー船主協会(INTERTANKO)等

(B) 同会合の費用：1380 万ドル⁶⁰

(C) 行動指針及び関連決議の主なポイント⁶¹

行動指針において、署名国は以下の項目に関し国際法に則った協力を行うことに合意している。

- (a) 海賊行為及び武装強盗（教唆及び幫助行為を含む）に関連した容疑者の取調べ、逮捕及び起訴
- (b) 疑わしい船舶の行動阻止及びその財産の差押え
- (c) 海賊及び武装強盗行為の対象となった船舶、人及び財産の保護及び暴行を受けた乗員・乗客等適切な看護、加療、本国への帰還を支援すること
- (d) 法執行官やその他権限をもつ者に、他の署名国のパトロール船舶や航空機に搭乗する権限を与えるなどの相互運用を行うこと。

また、既存の通信インフラや船舶－陸上間の通信手段を活用した、複数のセンターや各国の情報集約所での情報共有に、行動指針は資するとされている。

（例 モンバサ（ケニア）の地域海上救助調整センター、ダエスサラーム（タンザニア）救助調整サブセンター、サヌア（イエメン）に設立された地域海上情報センター）

署名国は、また海賊行為及び武装強盗を取り締まるための自国の国内法見直しを行い、裁判権行使、捜査・取り調べ、起訴に係る適切な条項を設けることに取り組んでいく。

行動指針に加えて、技術協力と支援（決議 2・3）においては、各国、IMO、UNDP、UNODC、EC、ReCAAP-ISC 及び海運業界に対し、直接又は IMO を通じて、ジブチの行動指針の効果的な実行をするために支援を必要とする国々に対しての支援を要請した。

会合はさらにジブチ行動指針を実行するための地域訓練センターの設立を勧告し、ジブチが同センターの受入を表明した。

b EU⁶²

⁶⁰ Bowden, A, and etc., *op. cit.*, pp.20

⁶¹ <http://www.imo.org/ourwork/security/piu/pages/dcoc.aspx> (2012年11月10日アクセス)

EU は、2008 年 12 月から海賊問題に対処するための EUNAVFOR (European Union Naval Force)アタランタ作戦を開始した。

- ① 世界食糧計画 (WFP : World Food Program)のソマリアに対する人道支援とアフリカ連合ソマリアミッション (AMISOM : the African Union Mission in Somalia)の船舶の護衛
- ② アデン湾とインド洋における海賊の襲撃を受けやすい船舶の防護
- ③ 海賊行為の阻止と海賊組織の解体
- ④ ソマリア沿岸での漁業監視隊の派遣

派遣部隊は、以下のとおり。(2011 年 6 月の時点)

- ポルトガル：フリゲート (1)
- ドイツ：フリゲート (1)
- スペイン：フリゲート (1)、 哨戒機
- フランス：フリゲート (1)
- ギリシャ：フリゲート (1)
- ルクセンブルグ：哨戒機
- イタリア：フリゲート (1)

c NATO

NATO は、2009 年 8 月 17 日から、アフリカの角とアデン湾における海賊との闘いの新しい節目となる「Operation Ocean Shield」を開始した。

この作戦は、それまでの経験を踏まえ、計画され、海賊対策のより広範囲の方策を許可することによって、NATO の新たな役割を策定するものである。

洋上における海賊対処作戦を実施しつつも、あわせて本作戦の遂行のために周辺各国の海賊対処能力の向上に新要素が取入れられた。それは NATO による近隣国家に対する能力向上の努力を、それらの国々の要請を受けて、それらの国家自身が海賊と戦うための能力をさらに向上させることを目的としている。こうした支援は、国際的な努力を補完し、アフリカの角における海上治安の状況の改善に寄与する。

日々の戦術統制については、イギリスの Maritime Component Command Headquarters Northwood で、全体の統制をポルトガルの Allied Joint Command Lisbon で行われている⁶³。

2011 年 6 月時点の参加兵力は、SNMG2 (the Standing NATO Maritime Group 2) により構成され、以下のとおりである⁶⁴。

- オランダ：フリゲート (1) (旗艦)

⁶² EUNAVFOR Somalia WebSite <http://www.eunavfor.eu> (2011 年 10 月 24 日アクセス)

⁶³ NATO NEWS ROOM http://www.nato.int/cps/en/SID-D4EC0ECF-504F8522/natolive/news_56991.htm (2012 年 4 月 13 日アクセス)

⁶⁴ NATO Counter-piracy operations http://www.nato.int/cps/en/natolive/topics_48815.htm (2012 年 4 月 13 日アクセス)

- 米 国：駆逐艦 (1)
- デンマーク：多目的支援艦 (1)
- トルコ：フリゲート (1)
- ポルトガル：哨戒機

なお、NATO は 2014 年末まで同作戦を継続すると表明している⁶⁵。

C SHADE 会議⁶⁶

各国派遣部隊との連携向上のための努力のひとつとして、各国・機関の軍関係者の会合である SHADE 会議が開催されている。有志連合海上部隊 統合部隊 (CTF : Combined Task Force)⁶⁷、EU、NATO のみならず、中国、ロシア、インド等の独自派遣国との連携向上が図られている。

D 各国独自の海賊対策概況

国連などの呼びかけに応じて、主要国が実際に部隊を出し、海賊対処活動を行っている。

a 米国主導の有志連合

米国は、有志連合による海上部隊統合部隊 CMF(Combined Maritime Forces) CTF-151 を組織しており、以下の様な国々の部隊が参加している⁶⁸。

(2011 年 8 月時点)

- 米 国：巡洋艦、駆逐艦、フリゲート、補給艦、哨戒機等を随時派遣
- 韓 国：駆逐艦 (1)
- イギリス：フリゲート (1)
- トルコ：フリゲート (1)
- シンガポール：哨戒機 (1)

CMF は、2008 年 8 月から安全回廊 (MSPA : the Maritime Security Patrol Area)を設定し、CTF-150 を通じて海賊対処支援を実施してきた。CTF-150 の本来の任務は、アデン湾だけでなく、オマーン湾、アラビア海、紅海及びインド洋を管轄とした海上治安活動 (MSO : Maritime Security Operation (アフガニスタンにおける「不朽の自由作戦」に伴う海上からのテロリストや武器の流入を阻止するための活動))であった。そのため、アデン湾、アラビア海、インド洋及び紅海とこれらの周辺海域の対海賊任務部隊として、2009 年 1 月 9 日に CTF-151 が創設された⁶⁹。

⁶⁵ NATO Press releases_10th May2011(<http://www.manw.nato.int/pdf/Press%20Releases%202011/Press%20releases%20Jan-June%202011/SNMG2/10%2005%2011%20GB%20PAO%20%207%20Pirates%20surrender%20to%20NATO.pdf>) (2012 年 4 月 13 日アクセス)

⁶⁶ ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会編「2010 年海賊対処レポート」、12 頁

⁶⁷ 同上、7 頁

⁶⁸ 「外務省：外交政策：海洋：ソマリア沖・アデン湾の海賊問題の現状と対策」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/pdfs/somalia_taisaku.html (2011 年 8 月 24 日アクセス)

⁶⁹ Combined Maritime Forces Public Affairs, Press Release, January 8, 2009

b 独自の活動を行っている国々⁷⁰

前述の枠組みに入らずに独自に部隊を展開、活動させている国々も存在する。内容は以下のとおりである。(2011年7月時点)

- ロシア：駆逐艦 (1)、補給艦 (1)、曳船 (1)
- インド：駆逐艦 (1)
- 中国：ミサイル・フリゲート (2)、補給艦 (1)
- マレーシア：海軍補助艦艇 (1)
- サウジアラビア：補給艦 (1)
- オーストラリア：フリゲート (1)、哨戒機 (1)
- イラン：駆逐艦 (1)、補給艦 (1)

(2) ソマリア問題への取組み

ソマリアでは内戦が激化し、国連 PKO は武装勢力の激しい抵抗を受け、1995年3月には完全撤退を余儀なくされた。内戦が継続する中、2005年に周辺関係国の仲介により、TFGが樹立されるも、大きな前進はなかった。

2007年1月19日に、国連の活動が十分でないことから、AU⁷¹は国連の要請を受けて、以下を任務とした AMISOM を創設した。

・ AMISOM の任務⁷²

- (i) 対話と和解及び国家の安定に向けた暫定連邦機関 (TFIs : Transitional Federal Institutions)の努力への支援
 - (ii) 人道支援の供給を促進
 - (iii) ソマリアの長期の安定化と再建と開発を可能とする環境の構築
- 上記3項目を実現するため、以下を任務とし、ソマリアの全ての関係者の

<http://www.cusnc.navy.mil/articles/2009/001.html> (2011年10月28日アクセス)

⁷⁰ 「外務省：外交政策：海洋：ソマリア沖・アデン湾の海賊問題の現状と対策」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/pdfs/somalia_taisaku.html (2011年8月24日アクセス)

⁷¹ 「外務省：各国・地域情勢：アフリカ：アフリカ連合(AU:African Union)」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/oau/oau.html> (2011年8月24日アクセス)

(1) アフリカ連合(AU)は、アフリカ 53 カ国・地域が加盟する世界最大の地域機関(注：日本未承認の「サハラ・アラブ民主共和国」を含む。モロッコは非加盟)。本部はエチオピア首都のアディス・アベバ。

(2) AU は、アフリカの一層高度な政治的・経済的統合の実現と紛争の予防・解決に向けた取組強化のために、2002年7月、「アフリカ統一機構」(OAU)(1963年5月設立)から発展改組されて発足。

(3) 活動目的は、アフリカ諸国・諸国民間の一層の統一性・連帯の達成、アフリカの政治的・経済的・社会的統合の加速化、アフリカの平和・安全保障・安定の促進、民主的原則と制度・国民参加・良い統治の促進、持続可能な経済・社会・文化開発の促進等。

(4) 発足以来、アフリカの地域統合・協力の中核として急速に機能・役割を拡大。特に平和・安全保障分野で活動を強化。国連改革、各種選挙等で統一の立場を形成。G8 や国連を始めとする国際社会は、アフリカの自助努力の現れとして AU を極めて高く評価。

(5) 2010年1月、「アフリカ開発のための新パートナーシップ」(NEPAD)を統合し、開発分野においてもその役割を増大させている。

(6) 当面の課題は、スーダン・ダルフル問題やソマリア情勢等への対処、本年中の「アフリカ待機軍」の完全運用化、憲法に則らない政権交代への対処、地域経済共同体(RECs)との連携強化等

⁷² AMISON Mandate <http://amisom-au.org/?wpdmact=process&did=NjAuaG90bGluaw==> (2011年10月31日アクセス)

間の対話と和解を支援する。

- ① TFI と彼らの活動を可能とする設備の保護の提供.
- ② ソマリアにおける国家の安全保障と安定化計画、とりわけソマリアの2国間や多国間の国々により実行されている全てのソマリア治安部隊の再編成や訓練への支援
- ③ 可能な範囲でかつ適切な範囲の中で、武装解除と安定化の努力への技術支援及びその他の支援の提供
- ④ 部隊の派遣地域の治安状況の監視
- ⑤ 必要な場合、もしくは可能な範囲内で国内避難民の帰還及び難民の帰国と社会復帰を含む、人道支援活動の促進
- ⑥ 人員、施設と器材の保護

2010年12月22日の国連安保理決議1964により、2011年9月までAMISOMの派遣は承認されていた⁷³。

承認されている最大兵力数は12000名だが、2011年6月時点ではブルンジとウガンダからの8000人のみが、派遣されている状況である⁷⁴。なお、AMISOMの費用の大半は、EUからの支援によってまかなわれている⁷⁵。不安定な情勢が改善する兆しはまだ見せていない。

⁷³ European Commission Development and Cooperation-EuropeAid AMISOM
http://ec.europa.eu/europeaid/where/acp/regional-cooperation/peace/peace-support-operations/amisom_en.htm (2011年11月30日アクセス)

⁷⁴ *Ibid*

⁷⁵ *Ibid*

3. 我が国の取組み

(1) 海賊対処活動開始以前の状況での対応

日本においては、海賊行為への対応は、海上保安庁が警察組織として一義的に行う。2009 年前半当時においては、海賊行為の抑止を目的とした特別な国内法は未整備で⁷⁶、公海上における取り締りは、日本関係船舶⁷⁷に対する犯罪のみであった⁷⁸。

また、海上自衛隊による海賊対処についても、規定した法律がないことから、自衛隊法 82 条に規定された海上における警備行動(以下「海警行動」という)を根拠にするほかなかった。この場合も、日本国民の生命と財産を守るための活動であるため、日本関係船舶⁷⁹が関わる場合にしか、海賊への対応ができないという状況であった⁸⁰。

こうしたことから見られる様に、海警行動のままでは日本関係船舶に関わる事案にしか対応できず、近接阻止射撃などの効果的な海賊対処も困難であった。しかし 2008 年後半からソマリア海賊の状況が悪化し、それにともないソマリア海賊に関する安保理決議が続けて出されるなど、国際社会は危急の対応に迫られることとなった。そこで日本は 2009 年 3 月 13 日に海警行動を発令した。さらに法的環境を整備するため同日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(以下「海賊対処法」という)案」を国会に提出した。同法案は、国会の審議を経て 6 月 19 日に成立し、7 月 24 日から施行された⁸¹。

ここに至る検討過程において、ソマリア沖の海賊対策に関しては、法律に起因する問題だけでなく、日本からの距離及び海賊が所持する武器等に鑑み、海上保安庁の巡視船を派遣することは困難であると考えられた。国際社会において、EU、NATO などの枠組みで、主要国が軍を主体として対応していることなどを総合的に考慮した結果、海上自衛隊の護衛艦を派遣することが適

⁷⁶ 笹本浩・高藤奈央子「ソマリア沖・アデン湾」における海賊対策としての法整備～海賊対処法案の概要と国会議論～参議院事務局『立法と調査』No.295, 2009 年 8 月、15 頁。

⁷⁷ 日本船籍船及び日本人の乗船している船舶

⁷⁸ 『防衛白書』平成 21 年、108～110 頁。

⁷⁹ ここにおける日本関係船舶とは、後述する 2009 年 3 月 13 日海警行動発令の際に、日本の国民の生命と財産を守るために改めて定義されたもので、海警行動の護衛対象について言及している。これ以降に記述する日本関係船舶は、この意味で使用する。21 年度の防衛白書で以下のとおり記述されている。

保護の対象となる船舶(=我が国関係船舶)

海上警備行動により保護対象となる「海上における人命若しくは財産」は、基本的には日本国民の生命または財産と考えられる。具体的には、次のいずれかに該当する船舶を保護対象としている。

1) 日本籍船

2) 日本人が乗船する外国籍船

3) 日本の船舶運航事業者が運航する外国籍船または日本の積荷を輸送する外国籍船であって、わが国国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶 『防衛白書』平成 21 年、112 頁。

⁸⁰ 『防衛白書』平成 21 年、110 頁。

⁸¹ 『防衛白書』平成 22 年、205 頁。

当であると考えられた⁸²。

(2) 海警行動に基づく対応

前述のとおり、自衛隊による海賊対処については、新たな法律を整備したうえで対応することが基本であるものの、海賊事案の多発急増により、日本国民の人名・財産を緊急に保護する必要があることから、新法が整備されるまでの応急措置として、自衛隊法第82条の規定により、2009年3月13日、閣議決定に基づき我が国はソマリア沖・アデン湾において海賊行為から日本関係船舶を防護するための活動を実施することとなった。

同決定に基づいて、海上自衛隊の「さざなみ」と「さみだれ」の護衛艦2隻(約400名⁸³、司法警察官として海上保安官8名を含む)が発令の翌日(3月14日)に出港し、3月30日から護衛を開始した⁸⁴。

日本関係船舶の防護をより効果的に実施するためには、空から固定翼哨戒機による広域の哨戒活動が適切であるという考えに基づいて、P3Cに対しても5月15日に派遣命令が出された。この命令に基づく形で、P3C2機が5月28日に日本を離れ、6月11日から警戒監視活動を開始した⁸⁵。これを支援するため、整備や警備の要員を含む約150名⁸⁶の部隊が派遣され、ジブチ空港に隣接する米軍のキャンプ・ルモニエを拠点として、活動に従事した⁸⁷。海上自衛隊の部隊が海外に拠点を持って活動するのは初めてのことであった⁸⁸。

(3) 海賊対処法による対応

7月24日から海賊対処法による活動が開始されたことにより⁸⁹、海警行動による活動は7月23日に終了した⁹⁰。それにともない海賊対処法の護衛対象は、日本関係船舶のみから、国籍等に関係なく全ての船舶に拡大され、国際社会全体に対する貢献が可能となった。

また、日本の部隊は、海警行動として派遣されていた当初から、CTF-151といった米国を中心とする有志連合、NATOなどのオペレーション及びEU

⁸² 第171回国会衆議院海賊対処特別委員会議録第4号27頁(平成21.4.17)及び防衛省「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動について(国会報告資料)」2009年7月別紙

⁸³ 防衛省「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動について」2009年、2頁。

⁸⁴ 『防衛白書』平成21年、111頁。

⁸⁵ 『防衛白書』平成21年、111頁。

⁸⁶ 防衛省「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動について」2009年、2頁

⁸⁷ 『防衛白書』平成23年、267頁

⁸⁸ 当該P3C部隊については、日本が2011年6月に新たにジブチ空港付近に活動拠点を設置した後は、その当該施設を拠点として活動を行っている。

⁸⁹ 防衛省「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動について」2009年、3頁。

⁹⁰ 海上における警備行動の終結に関する自衛隊行動命令(平成21年7月24日)

による EUNAVFOR をはじめ、現場に展開している各国部隊等との間で、インターネットや無線による情報交換をすでに実施していた。さらに海賊対処法施行後も、引続き情報交換等協力態勢を強化し、効率的な活動に努めた⁹¹。

P3C は、空から広域にわたる情報収集を行い、海賊に対処する各国部隊と常に情報を共有している。例えば、外国艦艇が P3C からの情報をもとに立入検査を実施したり、海賊船の疑いがある船舶を武装解除したりするなど、こうした情報共有は、海賊行為の抑止や取締に一定の成果をあげている⁹²。

また、2 隻の護衛艦は、国際推奨通航回廊 (IRTC : Internationally Recommended Transit Corridor)⁹³に沿って護衛を実施している。護衛艦は、IRTC の入り口において、護衛対象の船舶の特性を考慮した船団を編成し、前後から護衛を行う。さらに、搭載の哨戒ヘリコプターにより、空から周辺の監視を行って情報の収集を行う。護衛艦は、各国艦艇と収集された情報を共有し、昼夜を問わない警戒を行いつつ、相互に支援し合いながら、IRTC に沿って約 1 日半の行程(約 900km)を通過している⁹⁴。こうして 2011 年 6 月 1 日の時点で、1914 隻に対して護衛を実施したが、一隻も海賊の被害を受けることはなかった⁹⁵。

(4) その他の活動

日本としては、自衛隊部隊による直接的な海賊対処のほか、問題の中心であるソマリアおよび沿岸周辺各国に対して、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決に向けて、周辺国の海上法執行能力の向上など ODA 予算を活用した多面的な支援を行っている。またソマリアの和平プロセスへの支援も行っている。

主に ODA 予算を用いて⁹⁶、国連の枠組みや、海上保安庁による支援等を以下の様に実施している。

⁹¹ ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会編「2010 年海賊対処レポート」、7・12 頁。

⁹² 『防衛白書』平成 22 年、208 頁。

⁹³ 「EUNAVFOR somalia : Mission」<http://eunavfor.eu/about-us/mission/> (2011 年 10 月 28 日アクセス)

「国土交通省海事局：海賊対策：ベストマネジメントプラクティス 3(日本語仮約)(PDF)」
<http://www.mlit.go.jp/maritime/gaikoh/pirate/BMP3kariyaku.pdf> (2011 年 8 月 24 日アクセス)

⁹⁴ ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会編「2010 年海賊対処レポート」、8 頁。

⁹⁵ 「防衛省・自衛隊：報道資料：お知らせ：海賊対処のために派遣された水上部隊の護衛実績について(平成 23 年 5 月)」<http://www.mod.go.jp/j/press/news/2011/06/06c.htm> (2011 年 8 月 24 日アクセス)
「統合幕僚監部：活動情報：海賊対処への取組み：護衛活動実績：水上部隊の実績：1 次隊」
http://www.mod.go.jp/jso/Activity/Anti-piracy/anti_pb_activity.htm#1th
(2011 年 8 月 24 日アクセス)

⁹⁶ 外務省 Site 参照 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html> (2011 年 10 月 21 日アクセス)

A ソマリア周辺海域沿岸国の海上法執行能力向上支援

ソマリア周辺海域沿岸国の海上法執行能力向上のため、2010年10月、イエメン、ジブチ、ケニア、タンザニアの海上保安機関の職員等を招へいし、「ソマリア周辺海域沿岸国の海上法執行能力向上のための会合」を開催し、当該地域の海上法執行能力の向上策及び我が国として支援可能な方策等について考察、討議を実施した⁹⁷。

さらに同年10月～11月、イエメン、ジブチ、オマーン等の海上保安機関の職員を招へいし、JICAによる技術協力の枠組みで「海上犯罪取締り研修」を実施し、海上犯罪取締り活動、捜査活動等の実務に関する知識・技能、海上保安庁の海上犯罪対策のノウハウ等に関する技術指導を行った⁹⁸。

また、2010年4月から、IMOが主導するソマリア海賊対策のプロジェクトに海上保安庁の職員を派遣⁹⁹する等、多岐にわたる支援を行っている。

B 海賊対策における国際協力の推進

2009年にIMOの設置したマルチドナー基金に対し、1,460万ドルを拠出し、周辺国の海上法執行能力向上のための訓練センター等の設立を支援している(前述のとおり海上保安庁の職員がIMOに派遣されている)¹⁰⁰。

海賊の訴追費用支援のためのUNDOC(国連薬物犯罪事務所)に設置された国連信託基金に対しては、2011年3月までで計150万ドルの拠出を計画し、これまでに同基金によりソマリア沿岸国の法廷設備や収監施設の支援が実施された¹⁰¹。

この他にも、イエメンの沿岸警備隊への支援として専門家派遣及び巡視船艇の供与が検討されている(2011年6月時点)¹⁰²。

C ソマリア支援

ソマリア国内の安定に向けては、2007～2010年度、治安の強化及び人道支援・インフラ整備の2つの柱からなる総額1億7,900万ドルの支援を実施している¹⁰³。

⁹⁷ 海上保安庁「ソマリア周辺海域沿岸国の海上法執行能力向上のための会合」及び「ソマリア沿岸海賊対策国際フォーラム」を開催します。(プレスリリース)2010年9月27日

⁹⁸ 海上保安庁「海上犯罪取締り研修」の開催について(プレスリリース)2010年10月7日

⁹⁹ ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会編「2010年海賊対処レポート」、12頁。
www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/siryous2/report.pdf (2011年10月26日アクセス)

¹⁰⁰ ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会編「2010年海賊対処レポート」、12頁。
www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/siryous2/report.pdf (2011年10月26日アクセス)

¹⁰¹ 同 上、12～13頁。

¹⁰² 同 上、13頁。

¹⁰³ 同 上、13頁。

我が国の対ソマリア支援(国際機関経由で実施されている。)

【2007年～2010年総計：1億7,910万ドル】(平成22年度補正予算による5,470万ドルの支援を含む)

●治安向上への支援：3,800万ドル

また国連安保理決議 1851 に基づき設置されたソマリア沖での海賊の抑止のための関係国・関係機関との調整のためのコンタクト・グループの会合(ニューヨークにて開催)に参加、第4回目については議長国を務め、国際的な取組についても積極的に貢献している。

(5) 各国等との協力

A アメリカ

9.11 テロ攻撃以降、米国は、有志連合とともに対テロ作戦を遂行してきた。

特にアフリカ大陸では、ジブチを拠点として哨戒機、艦艇の運用や陸軍部隊を展開させ対テロ作戦を遂行してきた。このため、米国はジブチにおける拠点に供するための施設として、フランス軍外人部隊が使用していた空港近くの施設(キャンプ・ルモニエ)などを借用することをジブチ政府と調整し、2001年に合意に至った。同施設の修復を行ったのち、2002年の末に使用を開始した¹⁰⁴。

一方、米国は2002年10月に、中央軍隷下としてノースカロライナ州のキャンプ・レジューンに「地域で活動する国際テロリスト集団を発見し、その活動を妨害し、究極的には撃滅すること」を任務とする CJTF-HOA(アフリカの角地域統合任務部隊)を編成した。同部隊の作戦範囲はジブチ、エチオピア、エリトリア、ソマリア、スーダン、ケニア、セイシェル、イエメン、紅海、アデン湾及びインド洋の沿岸地域である¹⁰⁵。司令部要員など約400名は米艦艇マウントウェットニーに乗艦、北アフリカに進出し、OEF-HOA(不朽の自由作戦—アフリカの角)の一部として展開した。当時の部隊は、洋上の約400名の他、キャンプ・ルモニエに約900名、アフリカ各地に派遣されていた若干の連絡要員という陣容であった¹⁰⁶。

CJTF-HOA 司令部が、洋上からキャンプ・ルモニエに移動したのは、2003年5月になってからであった。当初、総兵力約1300人であった同部隊だが、2007年末には1500人規模に増大している¹⁰⁷。

米軍は、キャンプ・ルモニエの施設の整備を進め、給電施設や給水施設を

①ソマリア暫定「政府」警察支援：2,400万ドル

②国境管理強化による治安改善支援：100万ドル

③「アフリカの角」地域等における小型武器の回収・廃棄計画等：350万ドル

④アフリカ連合ソマリア・ミッション (AMISOM) 支援：950万ドル

●人道支援・インフラ整備への支援：1億4,110万ドル

①食糧援助、保健、水、衛生、教育、基礎インフラ整備：1億0,465万ドル

②若年層や被災民の職業訓練、雇用創出：2,520万ドル

③食糧運搬船が入港する港湾施設改修：825万ドル

④人身取引・不正規移住対策：300万ドル

¹⁰⁴ <http://www.globalsecurity.org/military/facility/djibouti.htm> 参照 (2012年3月9日アクセス)

¹⁰⁵ 江畑謙介「米アフリカ軍(AFRICOM)の創設の背景と問題」『海外事情』2008年9月号、51頁～52頁。

¹⁰⁶ <http://www.globalsecurity.org/military/facility/djibouti.htm> 参照 (2012年3月9日アクセス)

¹⁰⁷ 江畑謙介「米アフリカ軍(AFRICOM)の創設の背景と問題」『海外事情』2008年9月号、51頁。

2008 年末に完備させ、CJTF-HOA の要員と有志連合の要員、2500 名以上を受け入れられる体制にした¹⁰⁸。

こうした中で、日本がアメリカに協力を要請し、キャンプ・ルモニエに、日本の海上自衛隊の P3C 部隊を進出させた。この P3C の部隊は、施設利用や整備支援など多くの便宜を受けつつ、同基地を拠点とした活動を実施している。

B ジブチ

ジブチは、1977 年にフランスから独立した国で、独立後も、フランスと深く関係を持ち、フランス軍を駐留させていた。前項のような事情により、2002 年から米国も軍を駐留させていた¹⁰⁹。

今回、日本政府は、ジブチ政府と調整し、港湾、空港の使用を含む海賊対処活動に供するためにジブチ政府との地位に関する取極を交換公文として取り交わした¹¹⁰。2009 年 3 月に在ジブチ連絡事務所、2010 年 4 月に兼勤駐在官事務所を設置した¹¹¹。

C その他

日本は、EUNAVFOR の他、中国やロシアなど独自に派遣している各国の部隊等とも、現場での情報交換といった形で協力を行っている¹¹²。

「海賊対処法」により施行船舶の国籍を問わず護衛を行うことが可能となり、日本の派遣部隊は中国国籍船舶を筆頭に日本関係船舶数の 3 倍以上の数の「その他外国籍船」の護衛を実施している¹¹³。

¹⁰⁸ Cnic // Camp Lemonnier, Djibouti <http://www.cnic.navy.mil/CLDJ/index.htm>
(2012 年 3 月 9 日アクセス)

¹⁰⁹ Cnic // Camp Lemonnier, Djibouti <http://www.cnic.navy.mil/CLDJ/index.htm>
(2012 年 3 月 9 日アクセス)

¹¹⁰ 「外務省：外交政策：海洋：ソマリア沖・アデン湾の海賊問題の現状と対策」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/pdfs/somalia_taisaku.html(2011 年 8 月 24 日アクセス)

¹¹¹ 「外務省：各国・地域情勢：アフリカ：ジブチ共和国」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/djibouti/data.html> (2011 年 10 月 21 日アクセス)

¹¹² ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会編「2010 年海賊対処レポート」12 頁

¹¹³ 「国土交通省：報道・広報：報道発表資料：海賊対処法に基づく護衛対象船舶について」
「海賊対処法に基づく護衛対象船舶について(21.7.28～23.5.31 まで)」

<http://www.mlit.go.jp/common/000146450.pdf> (2011 年 8 月 24 日アクセス)

平成 21 年 7 月 28 日から平成 23 年 5 月 31 日までの護衛船舶数

護衛対象船舶数 合計 1793 隻(1 回平均 8.6 隻)

<内訳> 1. 日本関係船舶(我が国の運航事業者が運航する船舶)423 隻

うち①日本籍船 11 隻

②我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船 412 隻

2. その他外国籍船(外国の運航事業者が運航する船舶)1370 隻

※「2. その他外国籍船」の中には、日本の企業が船主、船舶管理会社など、

日本に関連のある船舶 66 隻が含まれている。

船舶運航会社の国籍別内訳では、中国が一番多く 194 隻、次にシンガポールの 155 隻、ドイツ 141 隻と続いている

おわりに

以上のように、日本は、海上自衛隊による海上警備行動とそれに続く海賊対処法に基づく活動を行って来ている。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊に対し、ODAを主体としてソマリアとその周辺国に対する支援も行っている。

こうした活動は、国際社会における責任ある一国として、国際社会の平和と安定に貢献するためのものである。

日本を含む、国際社会の努力により、アデン湾での海賊被害は減少傾向にあるものの、ソマリア沖では海賊被害は見られる。また、根本原因の一つであるソマリア本土の状況の改善が見られていないことから、今後も、当分の間はソマリア沖・アデン湾における海賊の脅威は治まる徴候にはない。

本資料は、海賊による被害状況及び日本をはじめとする国際社会が取ってきた対処活動について、2011年6月までを一つの区切りとして作成したファクトシートである。今後の調査や研究に活用されれば幸いである。

本資料に示された見解は、統幕学校における研究の一環として発表する執筆者個人のものであり、防衛省または統合幕僚監部の見解を表すものではありません。